

埼玉県中学校長会役員選考規程

第1条 会則第6条1, 2, 3, 6項にかかげる役員（以下役員という）の選考について規程を定める。

第2条 選考委員は、東部（埼玉・北埼玉）、西部（入間・比企）、南部（北足立南部・北足立北部）、北部（児玉・大里・秩父）地区から選出された理事9名と正副会長をもってあてる。

第3条 選考委員は、委員会を組織し、役員を選考の原案を作成して理事会に報告するものとする。

第4条 委員会は、委員長、副委員長を置く。

その選出は委員の互選とする。

委員長は、会議を司会し、会議の遂行にあたる。副委員長は、委員長を補佐する。

第5条 役員は、会則第7条1項により次の方法で公正に選考する。

- 1 会長は全県的視野に立って選考する。
- 2 副会長は、東、西、南、北より各1名、全県より2名を選考する。
- 3 監事は、東、西、南、北より各1名を選考する。
- 4 幹事長、副幹事長は地域性を考慮して選考する。 ※7条4項（会長が委嘱）

第6条 委員の任期は理事会の委嘱によって始まり、役員を選考の完了をもって終わる。

平成9年2月12日	一部改正
平成11年7月13日	〃
平成15年2月7日	〃
平成17年2月4日	〃
平成18年5月23日	〃
平成24年5月25日	〃
平成28年1月20日	〃
平成31年2月5日	〃